

◆ 新しい共同研究契約書（ひな型）

Click



第1条

「研究成果」・・・①発明等、②プログラム等、③ノウハウ、
④成果有体物 等の技術的成果

後日の紛争リスクの回避のため、書面（実績報告書）により共同研究で得られた研究成果を特定します。

第3条

本学の研究担当者等の他機関への異動や休業又は退職等により、共同研究を中止する場合があります。

大学の研究者は他機関へ異動する場合があります。この場合や休業又は退職等の場合についても、やむを得ない事由として、契約相手企業様に対し大学が責めを負わない旨、明記しました。

第7条

企業様にご負担いただく研究経費は、直接経費、知的貢献経費、間接経費及び研究料です。

「知的貢献経費」を新設しました。

Click



第9条

本学は、研究担当者等から発明等を承継できない場合があります。

運営費交付金により運営している本学は、特許等の市場性が低いなど、出願等費用の回収の見込みが立たない発明等については、承継しない場合があります。

（発明者個人に特許を受ける権利が残存します。）

第10条

本学単独所有の発明等にかかる知的財産権の優先交渉権は、企業様が優先交渉権を希望して書面で本学に申入れたの日の翌日から起算して6ヶ月間です。

本学単独所有の発明等にかかる知的財産権について、譲渡や実施許諾を希望される場合は、本学が企業様に本学単独所有であることを確認後3ヶ月以内に、書面にてお申し出ください。

第11条

共同研究契約の段階で知的財産権の実施態様を決めるのではなく、実際に発明等が創出されたときに、別途協議の上、当該発明等の事業化の実情に合わせて柔軟に交渉します。

創出される発明等が不確定な段階でその実施態様等を決めることが困難なことから、交渉に時間を費やし、また、その発明等に相応しい取扱いの妨げになるリスクがあります。

研究開始遅延のリスクを回避し、かつ、実際に発明等が創出されたときに、柔軟に、その発明等に相応しい取扱いを可能とするよう、出願の際の別途協議事項とします。

第14条

ノウハウ、プログラム等及び成果有体物（出願をしない知的財産権）の帰属や取扱い条件等についても、実際にそれらが創出されたときに、それらの事業化の実情に合わせて柔軟に交渉します。

ノウハウ、プログラム等及び成果有体物（出願をしない知的財産権）の帰属や、相応しい柔軟な取扱いを可能とするよう、取扱い条件等については別途協議事項とします。

第15条

研究成果は全て（共有知的財産権、企業様単独所有の知的財産権含む。）本学及び本学研究担当者等が研究及び教育のために無償で実施可能とします。

研究担当者等が他の研究機関等（非営利機関に限る。）に異動した場合も、研究の継続に支障を来さないよう、研究・教育のために実施できるよう、措置します。

第19条

研究パートナーの企業様が、本共同研究の研究成果を活用して商品の販売、役務の提供を行う際に、本学の名称やロゴマーク等を使用するときは、事前に本学の承諾が必要です。

大学名称等の使用について、事前に本学に申請の上、本学所定の手続きにより承諾を得なければならない旨、明記しました。